

病児保育事業のご案内



●病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期から回復期にあり、就労等により家庭での看護や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

●対象（下記のすべてにあてはまる子ども）

保護者の仕事、疾病、冠婚葬祭等の理由で、家庭での看護や集団での保育が困難な状況である児童で、次の要件のすべてにあてはまるときにご利用になれます。

- ①有田市に住所を有していて、生後6ヶ月以上小学6年生までであること
- ②かかりつけ医等の診断により病児保育室の利用が可能であると判断を得られていること
- ③下記の病気治療中で入院加療の必要がなく、当面の症状の急変が認められないこと

※受け入れ状況に空きがあり実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、有田市外に住所を有していて有市内に在勤している保護者の子どもも利用することができます。

●対象となる病気

- ①風邪、下痢など子どもが日常的にかかる疾患（下痢等症状がひどい場合はお預かりできません。）
 - ②喘息などの慢性疾患
 - ③インフルエンザ、水痘、風疹などの感染症疾患（急性期は過ぎ、全身状態は安定しているが、出席停止等で保育所等へ行けないときなど）
- ※麻疹、コロナウィルス感染症を除く。周りに感染者がいる場合も除きます。
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患（症状は固定しているが、保育所等へ行けないとき）

●施設の概要

名 称	病児保育室きらりん（有田市宮崎町6番地 有田市立病院敷地内）
利用定員	3名（児童の症状により、変わる場合があります。）
利用時間	午前8時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。）

●利用料金（利用当日来室時にお支払い）

- ①市内在住・・・**無料**（令和3年4月1日～）
- ②市外在住・・・1日 4,000円 ※5時間以内は、2,000円



●利用手続き 病児保育室の利用には、事前登録が必要です。

- ・有田市役所のこども課へ病児保育利用登録申請書を提出してください。（**毎年度登録**が必要です。）
- ※急な場合は、利用当日に病児保育室に提出いただくことも可能です。

★利用に必要な各種書類は下記の場所に用意しています。

- ・有田市役所こども課・病児保育室きらりん・有田市内保育所・有田市子育て世代活動支援センター（WakuWaku）
- ☆市のホームページからダウンロードも可能です。

（お問い合わせ先） 病児保育室「きらりん」 ☎0737-23-8051
有田市役所こども課 子育て推進係 ☎0737-22-3524